

令和6年分
(令和7年2月～3月申告用)

農業収支の手引き

白色申告用
令和7年1月 第2版

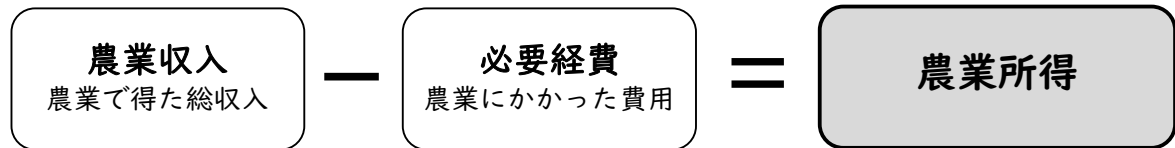


入善町役場
税務課 住民税係
☎ 72-1835

■ はじめに

農業所得の計算・申告について、昨年からの改正点はありません。
令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の収支を申告してください。

■ 収支計算の基本的な流れ



■ 計算に必要な資料の例

【収入】・農業の取引がある預金通帳
・営農取引報告書
・支払明細書、精算通知書
・領収証(控)



【経費】・支払証明書、受領証、領収証
・取引明細書、請求書
・固定資産税の納税通知書
(町から毎年4月に発送)
・前年の農業収支内訳書の写し

※ 収入や経費を記載した帳簿は7年間、
領収証などの書類は5年間の保存が必要です。

■ 「家事費」と「使用割合」について

経費を計算する際は、家事費分(農業用以外の分)は除いてください。

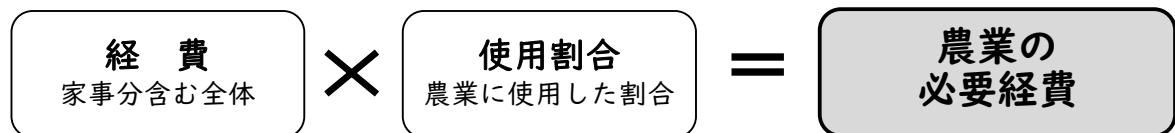
【例】・税金(固定資産税、軽自動車税)
・電気代、燃料代、水道代
・農業共済掛金、火災保険料、自動車保険料
・修繕料

経費になるのは
農業分のみです



農業分の金額が明示されていない場合

→ 農業で使用した割合をかけて農業分を算出します。



【例1】軽トラックの場合

・軽自動車税
・軽自動車任意保険
・車検代
・ガソリン代
・修理代 など

× 農業で使用した割合 = 必要経費

【例2】格納庫の場合

・固定資産税(格納庫分)
・修繕費
・減価償却費 など

× 農業で使用した割合 = 必要経費



納屋の半分には家庭の
ものを置いとるから、
農業の使用割合は5割やな

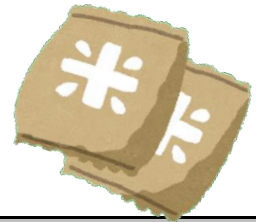
収入の部

※ この手引きでは稲作を主としていますが、畑作収入がある場合も同様に算入してください。

① 販売金額

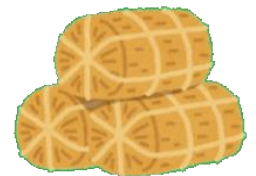
米の販売金額を記入します。俵(60kg)単位で計算します。

※ 1俵(60kg)=1袋(30kg)×2



銘柄	等級	令和6年産 概算金単価(税込)		俵数		販売金額
コシヒカリ	1等	16,000円	×	俵	=	円
	2等	14,700円		俵		円
	3等	13,700円		俵		円
富富富	1等	16,800円	×	俵	=	円
	2等	14,700円		俵		円
	3等	13,700円		俵		円
てんたかく てんこもり	1等	15,100円	×	俵	=	円
	2等	13,800円		俵		円
	3等	12,800円		俵		円
備蓄米	1等	10,000円	×	俵	=	円
	2等	9,676円		俵		円
	3等	8,596円		俵		円
くず米 自家販売	販売金額をそのまま記入					円
						円

※その他、精算分は銘柄によって異なりますので、
JAからの案内等をご確認の上、計算・算入してください。



■ 令和6年中に支払われた精算金なども算入します。

精算金	入金日	入金額
令和5年産出荷契約米(うるち米) 仮精算金	8月26日	円
令和5年産出荷契約米 精算金	12月26日	円
令和6年産出荷契約米 概算金追加支払	12月24日	円

販売金額と精算金の額をすべて合計します。

記号(①、②など)は
収支内訳書に対応しています。

上記小計 ① 円

※ 収支内訳書の①に記入(裏面に内訳を記入)

② 家事消費・事業消費金額

家庭で消費したり、親戚などにあげたりした米（いわゆる飯米、縁故米）を記入します。

銘柄	等級	令和6年産 概算金単価(税込)		俵数		販売金額
	等	円	×	俵	=	円
	等	円		俵		円
	等	円		俵		円

- 労賃や小作料などを現物で支払った場合も、同様にお金に換算し、こちらに計上します。
(同額を経費にも計上します。)

円

上記小計 ② 円

※ 収支内訳書の②に記入(裏面に内訳を記入)

③ 雑収入（交付金、年貢、労賃など）

農業に関するその他の収入を記入します。



主な雑収入の名称	入金日	入金額
水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成 コメ新市場開拓等促進交付金	2 月 28 日	円
	11 月 27 日	円
水田活用の直接支払交付金 産地交付金	3 月 22 日	円
肥料価格高騰対策事業補助金	2 月 28 日	円
水稻・大豆異常高温緊急対策事業奨励金	3 月 13 日	円
令和5年産収入減少影響緩和対策交付金	6 月 26 日	円
地域営農とも補償交付金	12 月 26 日	円

- 上記以外の共済金、補助金、助成金、対策費など

円

- 耕作を委託している場合の 年貢、小作料、地代

円

- 個人農家、営農組合などからの 労賃、受託料、分配金

円

上記小計 ③ 円

※ 収支内訳書の③に記入(裏面に内訳を記入)

これまで計算した①～③を合計し、内訳書の小計④に記入します。

① + ② + ③ = 小計 ④ 円

小計④の金額をそのまま 計⑦ に記入します。

※この手引では「農産物の棚卸高」欄は
使用しません。

収入合計 ⑦ 円

※ 収支内訳書の⑦に記入

**※ 5月27日入金のみな穂の『出資金配当』は、
農業所得ではなく配当所得として申告してください。**

支出（経費）の部

⑧ 雇人費

農業のために人を雇った場合の労賃です。家族や自分の日当は計上できません。

【米の現物支払いをした場合】



- ・①販売金額（2ページ）と同じ単価で計算し、お金に換算してください。
- ・こちらに支出（経費）として計上した分が、
- ②家事消費・事業消費金額（3ページ）に含まれているか確認してください。
（現物支払い分は収入・支出両方に計上することになります。）

小計 ⑧ 円

※ 収支内訳書の⑧に記入（表面右側に内訳を記入）

⑨ 小作料・賃借料

農地の小作料や賃借料のほか、農機や農業用施設の使用料が該当します。
米の現物支払いをした場合は、⑧雇人費の欄を参照してください。

■ 小作料 _____ 円

■ 農業用の土地や建物の賃借料 _____ 円

■ 農機具、農業設備、農業施設の賃借料、使用料 _____ 円

小計 ⑨ 円

※ 収支内訳書の⑨に記入（表面右側に内訳を記入）

⑩ 減価償却費

10万円以上で購入した農業用の建物、車両、農機具などは、
定められた耐用年数で計算を行い、数年にわたって経費として差し引きます。



⇒詳しくは9ページ・10ページへ

⑩ 円

※ 収支内訳書の⑩に記入（裏面に内訳を記入）

⑪ 貸倒金

米の個人販売などにより不渡りになった金額で、回収できなかったものです。
4～5年以上経過したものに限りです。

小計 ⑪ 円

※ 収支内訳書の⑪に記入

⑫ 利子割引料

農業用資金の借入金の利子、農業設備や農機具のローンの利息として
支払った金額です。元金の返済額は経費になりません。

小計 ⑫ 円

※ 収支内訳書の⑫に記入

① 租税公課

農業に関する税金、拠出金などを記入します。

- 地域営農とも補償拠出金 12月19日 _____ 円
- 田の固定資産税（休耕田の分は含みません） _____ 円
- 農業用建物などの固定資産税
（作業所、倉庫、機械設備など） _____ 円
- 軽トラックの軽自動車税 _____ 円
- 軽トラックの車検代 _____ 円
- 農耕車の軽自動車税（コンバイン、トラクターなど） _____ 円
- 生産組合などの会費（農業に関係するもののみ） _____ 円

かける

×

農業での
使用割合

（減価償却と同率）

=

小計 ① _____ 円

※ 収支内訳書の①に記入

② 種苗費

苗や種もみにかかった費用です。家庭菜園分は除きます。



- 苗の購入代金 _____ 円
- 種もみ、床土などの購入代金（自分で育苗している人）
自家採取の種もみの場合は、経費に計上した額と同額を
②家事消費・事業消費金額（3ページ）にも計上します。 _____ 円

小計 ② _____ 円

※ 収支内訳書の②に記入

③ 肥料費

肥料の購入代金です。家庭菜園の分は除きます。



小計 ③ _____ 円

※ 収支内訳書の③に記入

④ 農具費

10万円未満で購入した農具、小型農機具の代金です。

【例】草刈機、散布機、クワ、鎌など



小計 ④ _____ 円

※ 収支内訳書の④に記入

⑤ 農薬・衛生費

除草剤などの農薬の購入代金や、共同防除の負担金などです。

家庭菜園の分は除きます。

小計 ⑤ _____ 円

※ 収支内訳書の⑤に記入

㊦ 諸材料費

生産に使用した諸材料の購入費用です。

【例】 苗箱、波板、ハウスのビニールなど



小計 ㊦ 円

※ 収支内訳書の㊦に記入

㊧ 修繕費

農機具、農業用の車両、建物、設備などの修理費です。

20万円以上の修繕で、資本的支出となる場合（資産の価値を高める修繕や耐久性を増す修繕など）は、減価償却資産として㊩減価償却費に計上します。

小計 ㊧ 円

※ 収支内訳書の㊧に記入

㊨ 動力光熱費

農業に要した電気代、燃料代、水道代です。

メーターなどが一緒に自家用分と区別できない場合は、農業の使用割合をかけることで農業分を算出します。



■ 軽トラックのガソリン代 × 農業での使用割合 = 円

■ 農耕車の軽油代 円

■ 農業用機械、設備、施設の燃料代
（草刈機の混合油、乾燥機の灯油、ハウス用の重油など） 円

■ 農業用機械、設備、施設の電気代
（いわゆる農電） 円

■ 農業用施設の水道代
（ハウスの散水用水道代など） 円

小計 ㊨ 円

※ 収支内訳書の㊨に記入

㊩ 作業用衣料費

農作業用の作業着や長靴などの代金です。

小計 ㊩ 円

※ 収支内訳書の㊩に記入

㊪ 農業共済掛金

水稻や農業用資産に対する共済掛金、保険料です。



■ 農業共済掛金（水稻共済掛金） 7月12日出金 円

■ 農業用車両の保険料（自賠責 任意） × 農業での使用割合 = 円

■ 農業用建物、施設の火災保険料（掛け捨て分のみ。積立分は除きます。） × 農業での使用割合 = 円

小計 ㊪ 円

※ 収支内訳書の㊪に記入

㉞ 荷造運賃手数料

出荷の際の包装費用、集荷運賃や農協の手数料などです。

米穀概算金精算通知書
または営農取引報告書を
ご確認ください

- | | | |
|-------------------|-----------|---|
| ■ 米袋、梱包用の箱、紐などの代金 | | 円 |
| ■ 米集荷運賃 | 買い入れごとに随時 | 円 |
| ■ 米検査手数料 | 買い入れごとに随時 | 円 |



小計 ㉞ 円

※ 収支内訳書の㉞に記入

㉟ 土地改良費

各土地改良区に支払う賦課金です。

- | | | |
|-----------------|-----------|---|
| ■ 入善土地改良区賦課金 | 10月15日 出金 | 円 |
| ■ 愛本新用水土地改良区賦課金 | 7月22日 出金 | 円 |
| ■ 四千石用水土地改良区賦課金 | 7月16日 出金 | 円 |

小計 ㉟ 円

※ 収支内訳書の㉟に記入

㊱ 作業委託費用 (㊱欄に「作業委託費用」と記入)

農作業などの委託費用です。

- | | |
|------------------------------|---|
| ■ 作業委託料(耕起、田植え、水管理、稲刈り、乾燥など) | 円 |
| ■ 無人ヘリ、ドローン代金 | 円 |



小計 ㊱ 円

※ 収支内訳書の㊱に記入

㊲ 雑費

農業に関連して支払ったその他の経費です。

【例】 営農取引報告書の利用料金など

小計 ㊲ 円

※ 収支内訳書の㊲に記入

ここまでの支出⑧～㊲をすべて合計します。

この合計額が経費計⑭となります。

経費計 ⑭ 円

※ 収支内訳書の⑭に記入



収入に続き、支出の合計が明らかになりました。

所得金額の計算

最後に所得金額を計算します。

収入合計⑦から経費計⑭を差し引きます。※ 赤字の場合も申告が必要です。

収入合計⑦		経費計⑭		所得金額⑰
⑦ 円	—	⑭ 円	=	⑰ 円
(3ページ)		(7ページ)		※ 収支内訳書の⑰に記入

以上で、令和6年分の農業の収入、支出、所得の計算が完了しました。
お疲れさまでした！



～入善町からのお知らせ～

あなたの**農耕車**に**ナンバー**はついていますか？

乗用装置がある農耕作業用自動車やフォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となるため、役場でナンバープレートの交付を受ける必要があります。



公道を走行しない場合や、現在使用していない場合でも、ナンバーをつける必要があります。

対象となる主な 農耕作業用自動車	・トラクター ・コンバイン ・田植機 ・農業用薬剤散布車 ・農耕作業用トレーラ など
大きさ／排気量	制限なし
最高速度	時速35km未満



新規に購入された方、ナンバーのない農耕車をお持ちの方は、
入善町役場税務課までご申告ください。

入善町役場 税務課 納税係 ☎72-1833



⑩減価償却費の計算方法について

ここでは令和6年分の減価償却費の計算方法について解説します。収支内訳書の裏面「〇減価償却費の計算」をご覧ください。



・取得日によって計算方法が異なります。(詳細は本紙裏面)

■ 平成19年4月以降 に購入したものの計算方法

減価償却資産の名称等	面積は数量	取得年月	イ 取得価格	ロ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	ハ 償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
軽トラ	1台	R6.6	900,000	900,000	定額	4	0.250	7/12	131,250		131,250	50	65,625	768,750	前年の「ヌ」(購入した最初の年は取得価格)から本年の「ト」を引いた残り
トラクター	1台	H30.3	3,500,000	3,500,000	定額	7	0.143	12/12	500,500		500,500	100	500,500	79,916	この場合、来年は1円を残した残額79,915円が経費算入額となります
田植機	1台	H29.2	2,000,000	2,000,000	定額	7	0.143	12/12	21,832		21,832	100	21,832	1	備忘価格の1円を残します この場合、今年で償却終了です
計								/12					⑩ 587,957		この合計額が令和6年分の「減価償却費」です 収支内訳書の⑩に記入してください

■ 平成19年3月以前 に購入したものの計算方法 (上記との違い)

減価償却資産の名称等	面積は数量	取得年月	イ 取得価格	ロ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	ハ 償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
コンクリート畦畔	1本	H18.3	1,000,000	900,000	旧定額	17	0.058	12/12	52,200		52,200	100	52,200	37,300	【均等償却】 残高が取得価格の5%になるまで毎年償却していきます 5%を残した翌年以降は「残高÷5」の額を5年間均等に同額ずつ償却します 最後の年は備忘価格の1円を残します (本紙裏面参照)
農作業場(木造)	1棟	H16.3	3,000,000	150,000	旧定額	15	—	12/12	30,000		30,000	100	30,000	30,000	均等償却
計								/12					⑩ 82,200		

主な償却資産の耐用年数

資産名・構造・用途		新耐用年数	新償却率☆	平成19年4月以降 取得のもの↓		平成19年3月以前 取得のもの↓	
資産名・構造・用途		新耐用年数	新償却率☆	(参考) 旧耐用年数	旧償却率 (新償却率★)		
農耕車 農機具	乗用型トラクター	7	0.143	8	0.125 (0.142)		
	田植機			5	0.200 (0.142)		
	自脱型コンバイン			5	0.200 (0.142)		
	大型乾燥機			8	0.125 (0.142)		
	もみすり機			8	0.125 (0.142)		
	脱穀機			8	0.125 (0.142)		
	施肥機、播種機、噴霧器、散布機			5	0.200 (0.142)		
	うねたて機、溝堀機			5	0.200 (0.142)		
	ロータリー、代掻機、ハロー			5	0.200 (0.142)		
車両	軽自動車(軽トラ)	4	0.250	4	0.250		
	その他の貨物自動車	5	0.200	5	0.200		
車庫 格納庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	38	0.027	38	0.027		
	木造	17	0.059	17	0.058		
農作業場	鉄骨(骨格材の肉厚が4mm超)	31	0.033	31	0.033		
	木造	15	0.067	15	0.066		
ビニール ハウス	新設(骨格、ビニール含)金属製	10	0.100	10	0.100		
	新設(骨格、ビニール含)木材等	5	0.200	5	0.200		
畦畔	コンクリート畦畔	17	0.059	20	0.050 (0.058)		

中古資産の耐用年数について

原則、使用可能期間を見積もって計算しますが、それが困難な場合は以下のとおりです

- ① 耐用年数をすべて経過しているもの → 法定耐用年数 × 20% = 耐用年数
- ② 耐用年数の一部を経過しているもの → 法定耐用年数 - (経過年数 × 80%) = 耐用年数

※ 1年未満の端数は切り捨て。2年に満たない場合は **2年**

【①の例】5年経過している軽トラの場合 4年 × 0.2 = 0.8 → 耐用年数 2年

【②の例】4年経過している田植機の場合 7年 - (4年 × 0.8) = 3.8 → 耐用年数 3年



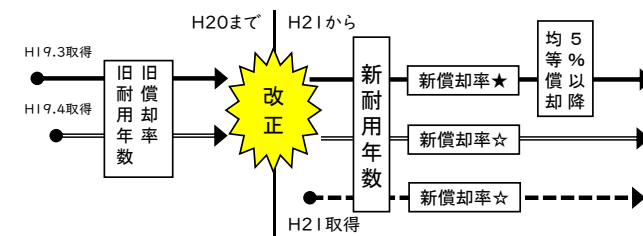
取得日別 減価償却費の計算方法

減価償却費の取得時期や償却状況ごとの計算方法は以下のとおりです。

■取得日別 償却方法一覧表

取得日	償却方法	耐用年数・償却率			
		H20年分申告まで		H21年分申告から	
平成19年3月まで	【旧定額法】 取得価格の5%まで償却 ⇒残存価格を5年間で 備忘価額1円まで均等償却	旧耐用年数	旧償却率	新耐用年数	新償却率★ ※H19.3以前取得用
平成19年4月～ 平成20年12月まで	【定額法】 備忘価額1円まで償却	旧耐用年数	旧償却率	新耐用年数	新償却率☆ ※H19.4以降取得用
平成21年以降					

H19.3以前取得★と
H19.4以降取得☆では
使用する償却率が異なります



【例1】トラクター（平成29年3月に350万円で取得）→ 定額法（耐用年数7年）で償却

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
使用月数	10/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	2/12
期首未償却残高	3,500,000	3,082,916	2,582,416	2,081,916	1,581,416	1,080,916	580,416	79,916
減価償却費（経費）	417,084	500,500	500,500	500,500	500,500	500,500	500,500	79,915
期末未償却残高	3,082,916	2,582,416	2,081,916	1,581,416	1,080,916	580,416	79,916	1

償却終了

新償却率☆(0.143)で償却



備忘価格の1円を残す



税務課非公式マスコットキャラクター
オサメタケくん

平成19年3月までに
取得した資産の計算が
少し複雑になっています
(下表)

【例2】コンクリート畦畔（平成18年3月に100万円で取得）→ 旧定額法（耐用年数:旧20年、新17年）で償却

	H18	H19	H20	H21	H22		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
使用月数	10/12	12/12	12/12	12/12	12/12		12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
期首未償却残高	1,000,000	962,500	917,500	872,500	820,300		193,900	141,700	89,500	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
減価償却費（経費）	37,500	45,000	45,000	52,200	52,200		52,200	52,200	39,500	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
期末未償却残高	962,500	917,500	872,500	820,300	768,100		141,700	89,500	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

償却終了

旧償却率(0.05)で償却

新償却率★(0.058)で償却

均等償却

改正

取得価格の5%で留めおく

備忘価格の1円を残す